

和光市国際化推進懇話会について

1 和光市国際化推進懇話会

和光市国際化推進懇話会（以下「懇話会」という）は、市が設置要綱に基づき設置される附属機関的な役割を担っています。

(1) 附属機関とは

附属機関は、次のような性質をもっています。

- ① 附属機関は、行政部外の各種の専門家の衆知を集めて問題点の調査研究にあたり、てもらうために設置するもので、市民参加の一方法として公募などによって委員に住民代表を加えています。
- ② 附属機関は、執行機関からの諮問にこたえ、参考意見を提供するために執行機関に付置される機関です。独自の執行権をもつ行政委員会とは区別されます。
- ③ 附属機関は、執行機関ではないので、行政上の決定をすることはできません。つまり、執行機関に提言するにとどまります。この場合、附属機関の提言は執行機関の意思を拘束しませんが、執行機関は提言を十分考慮した上で、最終決定を行います。

(2) 懇話会の役割

和光市国際化推進計画（以下、「計画」という）に基づいて、総合的な国際化に関して、市民の意見を反映し、推進するために重要な事項について協議し、市に提言する役割を担っています。平成 17 年度の懇話会では、計画の見直しを実施しました。

2 市(執行機関)

懇話会の提言やパブリックコメントを十分考慮したうえで、自己の責任と判断で国際化推進の方向性等を決定します。

3 事務局(政策課 人権・文化担当)

懇話会の運営を総合的に支援する役割を担っています。必要な情報の提供や各種資料の作成等を行いますが、審議の過程において、市(執行機関)としての対応や見解を問われた場合には、国際化推進懇話会の自主性を尊重するため、その時点での回答は差し控えさせていただきます。

4 施策・事業の所管課

計画に基づいた国際化推進施策を実施し、状況を報告します。

相関図

